

# 建設

---

1	都	市	計	画	239
2	建	築	指	導	249
3	公	園	緑	地	251
4	都	市	開	発	253
5	下	水	道		257
6	市	営	住	宅	261
7	道		路		267
8	治		水		270



# 1 都 市 計 画

## 都市計画区域

大正8年4月、都市計画法が公布され、翌9年1月より施行された同施行令の規定に基づき、大正12年7月当時の市域3,071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年には、14,524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和44年6月新都市計画法が施行されたことにより、46年5月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する1市9町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域はその後、平成3年2月1日の飽託4町合併により、現在、熊本市（河内町を除く）、西合志町、合志町、菊陽町、益城町、嘉島町、富合町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。また、熊本市の一部を、植木都市計画区域で指定している。

## 戦前の都市計画

本市においては、大正12年7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和3年	都市計画道路の決定	30路線	延長64,000m		
昭和4年	用途地域決定	2,800.5ha			
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地域	566.2ha	
	商業地域	395.7ha	未指定	108.4ha	
昭和5年	風致地区の決定	1,070.59ha			

本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の7カ所

さらに昭和6年、組合による区画整理が施行され、今日の区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

## 戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ昭和56年4月2日に市街化区域及び市街化調整区域の第1回目の見直しがおこなわれるとともに、昭和58年4月30日には、流通業務団地予定地（約53ha）が市街化区域に編入され、さらに平成元年3月31日に第2回目の市街化区域、市街化調整区域の見直し及び、平成3年2月1日の飽託4町との合併等を経て、現在熊本都市計画区域面積は42,355ha、うち市街化区域11,521ha、市街化調整区域30,834haで熊本市はこの区域全体の54.5%（23,089ha）市街化区域の86.5%（9,962ha）市街化調整区域の42.6%（13,127ha）を占めている。

また市街化区域内の一団の農地については、土地区画整理事業等を積極的に進め住民の意志による良好な市街地形成を図ることが考えられている。

市街化区域については、用途地域を指定し、市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。また、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和61年3月熊本駅前北地区に高度利用地区の指定や、地区の特性にふさわしいまちづくりとして平成2年度に岩倉地区、兎谷地区、平成4年度に城山小学校西地区、大平地区に地区計画を指定している。

(1) 用途地域

ア 熊本都市計画用途地域図（別添折込図）

用途地域の規模

（平7.4.1現在）

区分	熊本都市圏			市域			市域/ 熊本都市圏	容積率	建ぺい率	後退距離	高さの 限度
	面積	構成比	全都市圏 面積対比	面積	構成比	全市域 面積対比					
第1種住居 専用地域	ha 1,368	% 11.8	% 3.2	ha 1,022	% 10.2	% 3.8	% 74.7	% 60 80	% 30 40	m 1.0	m 10
第2種 "	5,795	50.3	13.7	5,010	50.3	18.8	86.5	100 200	40 50 60	—	—
住居地域	2,217	19.2	5.2	1,939	19.5	7.3	87.5	200	60	—	—
近隣商業地域	360	3.2	0.8	352	3.5	1.3	97.8	200 300	80	—	—
商業地域	365	3.2	0.9	365	3.7	1.4	100	400 500 600	80	—	—
準工業地域	979	8.5	2.3	962	9.7	3.6	98.3	200	60	—	—
工業地域	437	3.8	1.0	312	3.1	1.2	71.4	200	60	—	—
計	11,521	100	27.2	9,962	100	37.4	—	—	—	—	—

イ 植木都市計画用途地域図（別添折込図）

用途地域の規模

（平7.4.1現在）

区分	植木都市圏			市域			市域/ 植木都市圏	容積率	建ぺい率	後退距離	高さの 限度
	面積	構成比	全都市圏 面積対比	面積	構成比	全市域 面積対比					
第1種住居 専用地域	ha 50	% 18.5	% 0.8	ha 0	% 0	% 0	% 0	% 80 100	% 40 50	m 1.0	m 10
第2種 "	64	23.6	1.0	7.9	56.0	0.03	12.3	200	60	—	—
住居地域	55	20.3	0.8	6.2	44.0	0.02	11.3	200	60	—	—
近隣商業地域	9	3.3	0.1	0	0	0	0	300	80	—	—
商業地域	9	3.3	0.1	0	0	0	0	400	80	—	—
準工業地域	41	15.1	0.6	0	0	0	0	200	60	—	—
工業地域	43	15.9	0.7	0	0	0	0	200	60	—	—
計	271	100	4.1	14.1	100	0.05	—	—	—	—	—

## (2) 高度利用地区

(平7.4.1現在)

種 類	面 積 (ha)	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び最低限度		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度
		最 高 限 度	最 低 限 度		
高度利用地区 (熊本駅前北地区)	約0.5	60/10以下	20/10以上	8 /10以下	200 m <sup>2</sup> 以上

## (3) 風致地区

(平7.4.1現在)

名 称	面 積	位 置
花岡山・万日山	約 77 ha	横手1・2・3丁目、春日3・4・5丁目、春日町、池上町、戸坂町
八 景 水 谷	10	八景水谷1丁目
立 田 山	345	清水町大字兎谷、同万石、龍田町上立田、同陳内、黒髪4・5・6・7・8丁目
水 前 寺	10	水前寺公園
江 津 湖	238	出水1・2・3丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2丁目 神水本町、広木町、水源1丁目、画図町大字下江津
本 妙 寺 山	551	島崎3・4・5・6丁目、花園3・4・6・7丁目、谷尾崎町
千 金 甲	367	谷尾崎町、池上町、松尾町大字上松尾、同松尾、小島下町
計	1,598	

## (4) 都市計画駐車場整備地区

(平7.4.1現在)

位 置	面 積	指 定 年 月 日
市 中 心 街	143.9 ha	昭和45年4月10日

## (5) 防火地域及び準防火地域

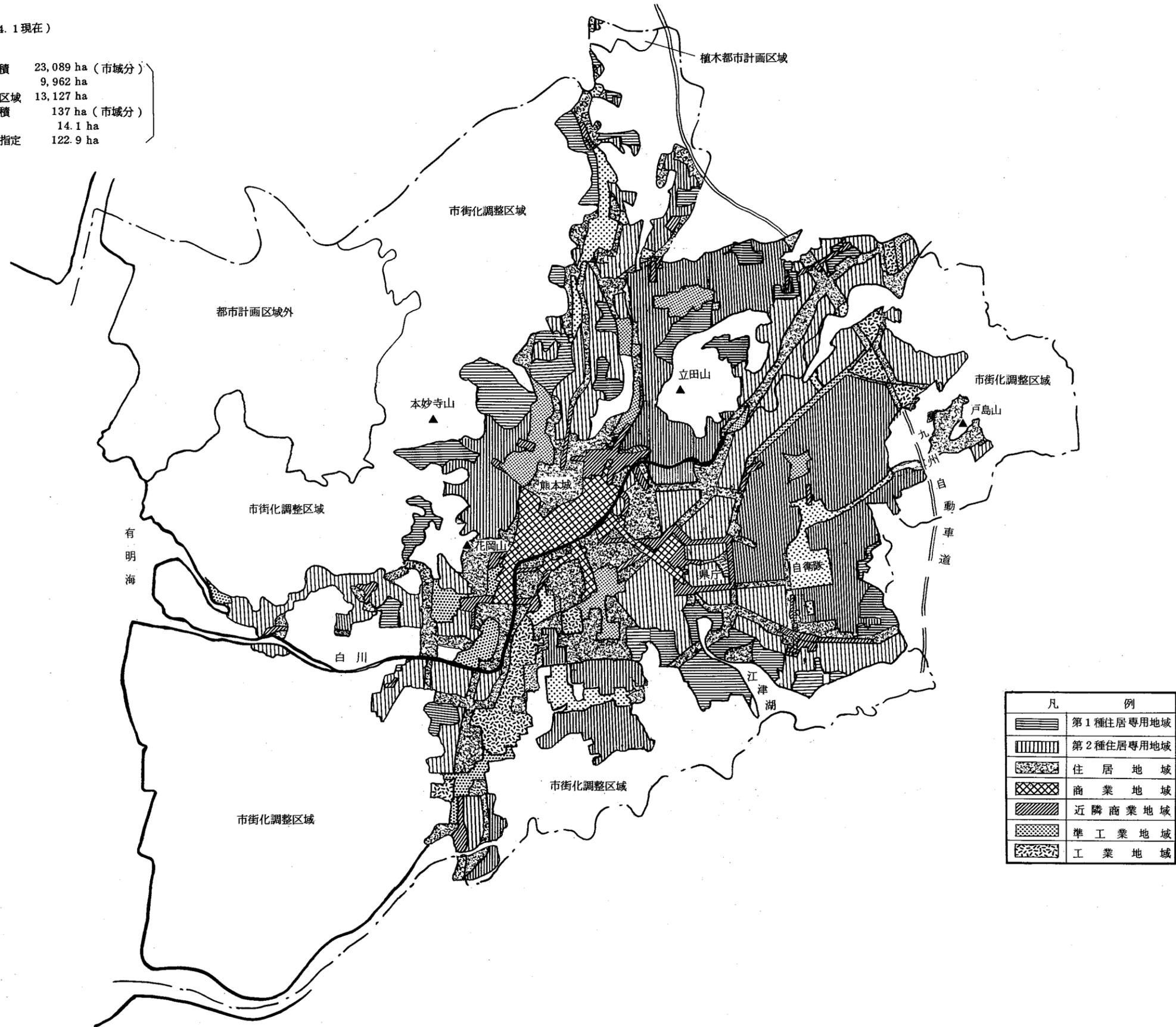
(平7.4.1現在)

地 域 名	面 積
防 火 地 域	95.70 ha
準 防 火 地 域	1,224.86



用途地域図 (平 7. 4. 1 現在)

熊本市計画区域面積	23,089 ha (市域分)
うち市街化区域	9,962 ha
市街化調整区域	13,127 ha
植木都市計画区域面積	137 ha (市域分)
うち用途地域	14.1 ha
用途地域無指定	122.9 ha



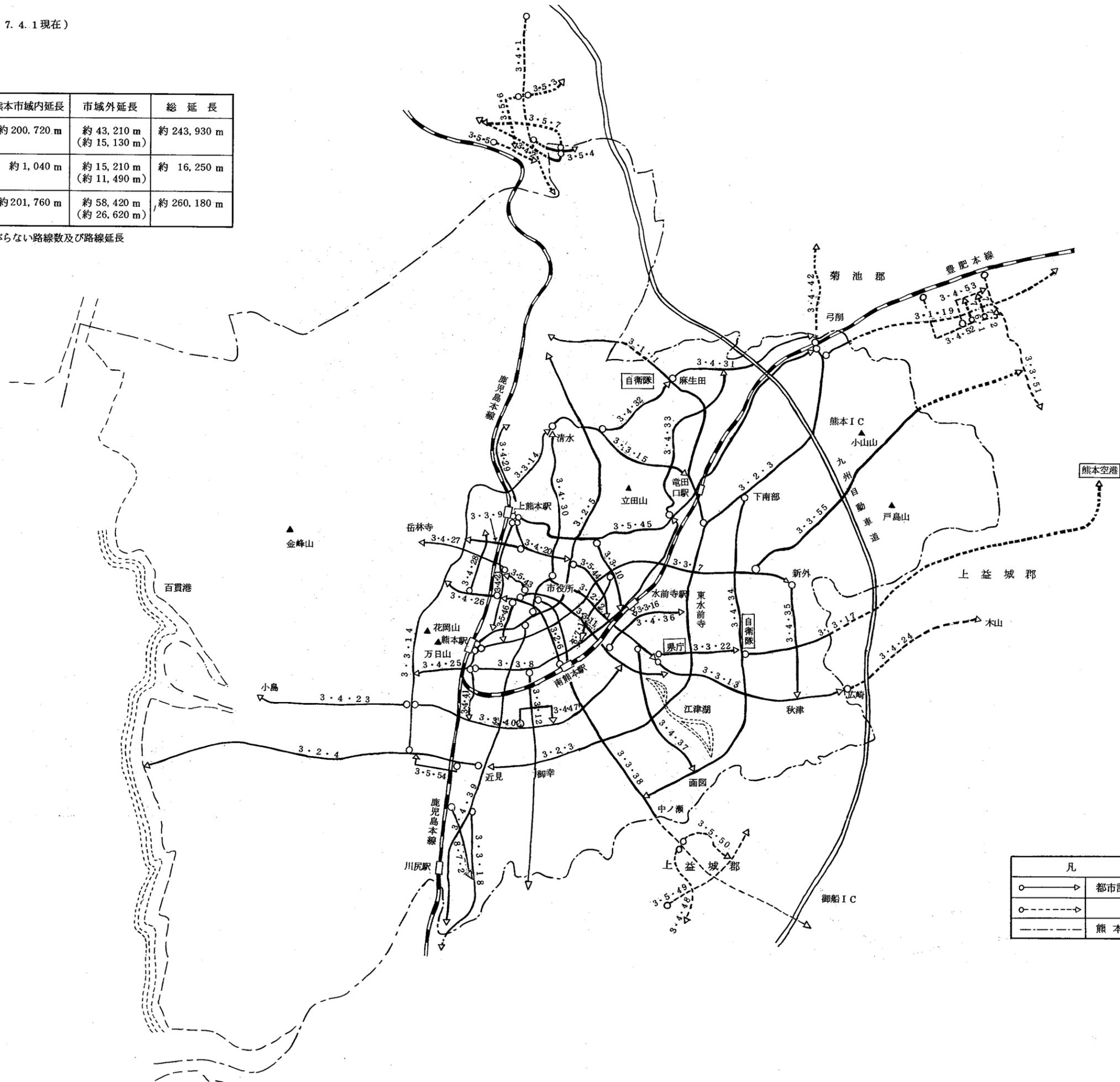
凡 例	
	第1種住居専用地域
	第2種住居専用地域
	住居地域
	商業地域
	近隣商業地域
	準工業地域
	工業地域

(6) 都市計画道路 (平 7. 4. 1 現在)

ア 道路網図

区 分	路線数	熊本市域内延長	市域外延長	総 延 長
熊本市計画区域	59 (9)	約 200,720 m	約 43,210 m (約 15,130 m)	約 243,930 m
植木都市計画区域	7 (4)	約 1,040 m	約 15,210 m (約 11,490 m)	約 16,250 m
計	66 (13)	約 201,760 m	約 58,420 m (約 26,620 m)	約 260,180 m

※( )内は、熊本市域にまたがらない路線数及び路線延長



凡	例
○—▶	都市計画道路(市内)
○- - -▶	" (市域外)
- - -	熊本市域境界線

イ 都市計画道路一覧（市域内）

（平7.4.1現在）

熊本都市計画区域

道路番号			道路名称	主なる幅員	計画決定 延長（約）	整備改良済延長
区分	規模	番号				
3	1	1	新南部四方寄線	40 m	6,690 m	1,000 m
3	1	19	弓削原水線	40	490	490
3	2	2	新市街水前寺線	36	4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36	15,480	15,480
3	2	4	近見沖新線	36	8,530	3,420
3	2	5	熊本駅北部線	30	9,230	8,620
3	2	6	南熊本駅新町線	30	2,010	1,402
3	3	7	熊本駅新外線	22	8,580	6,110
3	3	8	二本木小碓線	22	6,970	4,120
3	3	9	池田町花園線	22	1,520	0
3	3	10	子飼新大江線	22	1,870	1,785
3	3	11	船場神水線	25	4,670	1,500
3	3	12	本荘犬湧線	25	5,050	2,490
3	3	13	水前寺秋津線	22	4,950	4,950
3	3	14	野口清水線	25	11,790	2,055
3	3	15	清水竜田線	25	2,820	0
3	3	16	水前寺駅西水前寺線	22	180	0
3	3	17	東町空港線	22	2,210	2,210
3	3	18	南高江富合線	25	3,070	3,070
3	3	22	砂取健軍線	22	2,190	960
3	3	38	新市街御船インター線	25	6,140	4,200
3	3	40	新土河原出水線	25	5,740	1,880
3	3	55	保田窪菊陽線	25	6,190	0
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20	1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19	2,910	2,060
3	4	23	新土河原小島線	20	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅城山線	16	2,070	2,070
3	4	26	新町戸坂線	16	1,720	83
3	4	27	段山島崎線	16	2,220	740
3	4	28	戸坂本妙寺線	16	1,630	0
3	4	29	上熊本法成寺線	16	2,280	2,280
3	4	30	手取本町清水線	16	3,830	610
3	4	31	麻生田弓削線	16	3,440	3,440
3	4	32	清水町万石麻生田線	16	2,340	200
3	4	33	小碓清水楡木線	16	4,490	0
3	4	34	下南部画図線	16	8,930	2,550
3	4	35	新外秋津線	16	2,810	1,350
3	4	36	出水町国府東水前寺線	16	2,280	280
3	4	37	水前寺画図線	16	3,600	1,850
3	4	39	長六橋川尻線	17.5	7,600	7,600
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	1,350	1,350
3	4	42	大窪山下線	16	100	100
3	4	47	平田田迎線	16	1,760	1,760
3	5	43	桜町段山線	15	760	0
3	5	44	南千反畑大江線	15	1,850	1,850
3	5	45	上熊本弓削線	12	10,570	720
3	5	46	船場本山線	12	920	325
3	5	54	刈草薄場線	12	820	0
8	7	1	新屋敷長溝線	4	1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7	1,880	1,880
50路線					200,340	109,720

建設

植木都市計画区域

道路番号			道路名称	主なる幅員	計画決定 延長(約)	整備改良済延長
区分	規模	番号				
3	4	2	尾当滴水線	14 m	420 m	0 m
3	5	4	長浦改寄線	14	540	0
3	5	7	仁連塔滴水線	14	80	0
3路線					1,040	0

ウ 道路計画及び道路整備の規模別分類

(平7.4.1現在)

分類 規模別	道路計画決定延長 (m)						道路整備改良済延長 (m)					
	市街化 区	比率	市街化 調整区域	比率	合計	比率	市街化 区	進捗 率	市街化 調整区域	進捗 率	合計	進捗 率
区分規模		%		%		%		%		%		%
3 1	5,891	2.9	1,289	0.7	7,180	3.6	1,490	25.3	0	0	1,490	20.8
3 2	30,140	15.0	9,530	4.7	39,670	19.7	27,002	89.6	6,340	66.5	33,342	84.0
3 3	60,180	29.9	13,760	6.8	73,940	36.7	33,480	55.6	1,850	13.4	35,330	47.8
3 4	51,490	25.6	9,710	4.8	61,200	30.4	30,773	59.8	2,730	28.1	33,503	54.7
3 5	15,740	7.8	220	0.1	15,960	7.9	2,675	17.0	220	100	2,895	19.2
8 7	3,430	1.7	0	0	3,430	1.7	3,160	92.1	-	-	3,160	92.1
計	166,871	82.9	34,509	17.1	201,380	100	98,580	59.1	11,140	32.3	109,720	54.8

(7) 駅前広場

(平7.4.1現在)

広場名	面積	摘要
熊本駅前広場	14,800 m <sup>2</sup>	都市計画道路3・3・7号 熊本駅新外線
南熊本 "	3,850	" 3・2・6 南熊本駅新町線
水前寺 "	2,100	" 3・3・16 水前寺駅西水前寺線
上熊本 "	3,800	" 3・4・21 上熊本細工町線

(8) 都市景観

美しく活力ある森の都くまもとの都市景観を創造するために、本市では平成元年10月に都市景観条例を制定した。

この条例では熊本城や水前寺・江津湖の周辺の地域ではこれらを生かし熊本らしさを際立たせるような、市内全域ではその地域の特色を生かすような都市景観の形成を目指している。

平成3年4月には大規模建築物等の届出を開始し、平成6年度は297件の届出が行なわれた。

(9) 開発指導

ア 都市の秩序ある発展を図るために、都市計画区域においては、開発行為の指導を行っている。

なお、開発許可事務は、平成4年4月1日、県知事から市長に委任された。

開発許可件数

区分		年度				
		2	3	4	5	6
市街化区域	件数	135	128	101	117	93
	面積 (㎡)	421,882	337,070	284,463	287,171	262,804
市区街化調整	件数	46	64	53	68	84
	面積 (㎡)	178,319	443,847	109,337	94,070	198,414
計	件数	181	192	154	185	177
	面積 (㎡)	600,201	780,917	393,800	381,241	461,218

イ 市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。なお、宅地造成に関する工事の許可事務は、平成4年4月1日、県知事から市長に委任された。

宅地造成等規制法による許可件数

区分		年度				
		2	3	4	5	6
許可件数		36	30	16	23	21

## 2 建築指導

### (1) 建築確認申請状況

種別		年度				
		2	3	4	5	6
申請	一般確認申請	4,632 件	4,447 件	4,702 件	4,673 件	4,695 件
	道路指定申請	57	60	46	29	33
	許可申請	41	49	31	64	36
現場検査	住宅公庫中間検査	1,360	1,464	2,096	2,524	2,608
	〃 改良検査	130	98	203	173	197
	一般建築竣工検査	1,110	962	783	674	712
	昇降機竣工検査	176	166	149	146	129
特殊申請	計画通知	139	130	183	217	213
	工作物申請	206	200	227	174	157

### (2) 建築指導パトロール等

#### ア 建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に、随時実施している。

#### イ 建築物防災査察

建築物防災週間（上期9月初旬・下期3月中旬）及び6月・12月・2月に特殊建築物の防災査察を実施しており、6年度においては、店舗、病院、ホテル等延べ46件を査察し、37件を指導している。その他ビル等からの落下物防止の指導等も行っている。

#### ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（10月中旬）の1日間を公開による一斉パトロールの日と定めて、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

6年度においては、共同住宅及び分譲住宅に重点をおき、42件を調査し、3件の違反を指導している。

建設

## (3) 違反建築物取扱件数

(平成6年度)

違反事項	違反該当法令	違反建築物件数	是正指導中のもの	完結したもの
確認申請手続	法第 6条	27 件	11 件	16 件
構造耐力上必要な規制	" 第 20条			
耐火又は簡耐としなければならない建築物	" 第 27条			
居室の採光換気についての規制	" 第 28条			
避難施設等	" 第 35条			
敷地と道路との関係	" 第 43条			
道路内の建築制限	" 第 44条	5	4	1
用途地域内の建築制限	" 第 48条	3	2	1
建ぺい率	" 第 53条	1		1
建築物の各部分の高さの制限	" 第 56条			
防火地域内の建築物の規制	" 第 61条			
準防火地域内の建築物の規制	" 第 62条			
内装制限	令第 128条の 4 " 第 129条			
第1種住居専用地域内における外壁の後退距離	法第 54条	1		1
計		37	17	20

## (4) 優秀建築物表彰

熊本市では、昭和55年度より市民による美しく住みよい街づくりの推進と建築水準の向上を図る一環として、企画、設計、施工が優れており、都市環境の整備に貢献していると認められる建築物について建築主や設計者、施工者を表彰するとともに銘板を贈ることとしている。(3年毎に実施)

年 度	55	58	61	元	4
表 彰 建 築 物 (件)	6	4	4	5	7

## (5) ぱちんこ店の建築に関する指導要綱

この要綱は、快適で良好な都市環境の形成及び少年の健全な教育環境の保全を目的とし学校、児童福祉施設の敷地の周囲200メートルの区域内において「ぱちんこ店」を建築しようとするときの建築主等に対し事前の届出並びに近隣住民への事前説明等の義務について定めており、昭和63年4月20日より施行している。

## (6) 中高層建築物の建築に関する指導要綱

近年中高層建築物の建築が多くなり、それに伴い建築紛争も多発してきた。そこで、建築主と近隣住民とがお互いの立場を理解し、それらの防止に努めるため、昭和63年10月15日から指導を行っている。

## (7) 建 築 協 定

本市では住宅地としての環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。現在、本市における協定の延べ件数は25件となっている。

### (8) 建築行政協力員制度

この制度は、本市内における違反建築の防止を目的として県建築士会等関係団体の協力のもと施行したものである。

しかし、最近の建築行政に対する期待はますます複雑多岐にわたっていることから平成2年4月1日付けで、この制度を改正して違反建築の防止はもとより建築物の防災等に関する啓発活動についても協力をお願いし、併せて協力員の任期を2年に延長するとともに協力員数も30人に増員し体制の充実を図った。

## 3 公園緑地

清れつな地下水や豊かな緑など本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活の良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承することは、私たちの“つとめ”であり、本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺江津湖、白川、坪井川などの親水空間を、都市づくりの中核として良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進め、また、都市部などの市街地ではまちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として公園の整備を推進している。

公園事業は、大正13年皇太子御成婚記念事業として、水前寺運動公園を建設したことに始まり、同14年、出水村合併と同時に出水神社庭園を市が借り受けて水前寺公園（現在は出水神社の管理及び所有）とした。更に、同年二十三聯隊跡を国から借り受けて花畑公園とし、花岡山の登山道路の整備も行った。昭和31年からは、鍛冶屋町公園外3カ所を都市計画公園として決定し都市計画事業による公園整備に着手し、その後も、熊本城公園、水前寺江津湖公園などを追加決定し計画的な整備を図ってきた。

平成6年度末での本市の都市公園等の整備状況は、599カ所475.88haで、これは市民一人当たり7.44㎡の整備水準となっている。このほか、民有地等を借地した99カ所8.61haの「まちの広場」を供用している。

本市では、今後さらに安全で快適な都市基盤としての都市公園等の整備を図るため、

- ア 地域に密着した街区公園、近隣公園、地区公園の住区基幹公園の整備を積極的にすすめる。
- イ 中心市街地にオープンスペースを確保するため、河川敷公園、緑地の整備を促進する。
- ウ レクリエーション需要の高まりに対処して、広域公園の整備をすすめる。
- エ 大震災等の災害に対応した、防災公園の整備をすすめる。

これを基本方針として、平成12年度末までに市民一人当たりの都市公園等の面積を11㎡以上とすることを目標とし、公園緑地の確保を図っている。

また、多様化する市民の意識を反映し、より充実した公園の整備が求められており、公園の建設にあたっては周辺の公共施設や景観とも調和のとれた「ふっと利用してみたいくなる」魅力と活力のある公園づくりに努めている。

特に、昭和30年代前半に開設した公園については、周辺環境や利用者のニーズの大幅な変化に対処するため公園リフレッシュ事業により再整備を図り、また、そのほかの開設公園については、近年の健康志向の高まり、余暇時間の増大に伴い、公園ライトアップ事業により公園の高度利用空間の創出、保全を図っている。

公園管理にあたっては、安全巡回、除草など日常的な維持管理の充実を図るとともに、住民参加の公園愛護会の活性化を図り効率的な管理を行うなど、公園がいつでも安全に、快適に利用されるよう努めている。

都市公園等の整備状況

(平7.3.31現在)

種別	都市計画決定					② 都市計画決定していないが供用しているもの		供用しているもの (①+②)			
	計画決定		①供用			箇所数	面積	箇所数	面積	一人当面積	
	箇所数	面積	箇所数	面積	供用率						
街区公園	カ所 175	ha 41.71	カ所 167	㎡ 395,200	% 95	カ所 350	㎡ 263,051	カ所 517	㎡ 658,251	㎡ 1.03	
近隣公園	24	41.40	17	253,695	61	1	21,303	18	274,998	0.43	
地区公園	5	23.40	5	226,870	97	—	—	5	226,870	0.35	
総合公園	1	56.30	1	533,914	95	—	—	1	533,914	0.83	
運動公園	3	121.80	2	755,300	62	1	30,054	3	785,354	1.23	
特殊公園	風致公園	3	15.50	3	171,859	111	2	11,976	5	183,835	0.29
	歴史公園など	6	9.00	6	75,484	84	3	79,054	9	154,538	0.24
広域公園	1	126.50	1	1,062,292	84	—	—	1	1,062,292	1.66	
緑地	15	216.79	14	546,120	25	23	154,614	37	700,734	1.10	
墓園	3	24.40	3	177,979	73	—	—	3	177,979	0.28	
都市公園計	236	676.80	219	4,198,713	62	380	560,052	599	4,758,765	7.44	
まちの広場	—	—	—	—	—	99	86,137	99	86,137	0.13	
合計	236	676.80	219	4,198,713	62	479	646,189	698	4,844,902	7.57	

(注) ・運動公園の中には熊本県民総合運動公園(631,000㎡)を含めており、広域公園には、水前寺成趣園(61,141㎡)と体育館敷地(36,073㎡)を含めている。

・人口は推計人口639,800人を採用している。

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度 区分 種別	2			3			4			5			6		
	数	面積	一人当面積												
利用中の街区公園	429	53.06 ha	0.85 ㎡	457	56.48 ha	0.80 ㎡	479	60.45 ha	0.95 ㎡	501	63.29 ha	1.00 ㎡	517	65.83 ha	1.03 ㎡
利用中の全公園	502	426.13	6.82	533	432.74	6.88	557	457.58	7.21	580	469.50	7.38	599	475.88	7.44

## 4 都市開発

### (1) 土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和6年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌7年に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、これに併行して耕地整理が各所で行われたが戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。

また市の東部地区においては、市施行による東部第一土地区画整理事業があり、そのほか市内各所において、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ本市では43地区(1,528.1ha)において、計画的な市街地が造成されている。さらに、今後の施行予定地区として、陳内地区外5地区(162.8ha)がある。

#### 施行状況

地区名	施行者	法分類	施行面積	認可年月日	減歩率	公共用地率	施行年度	総事業費
画 図	組 合	条 項 3～2	28.9 ha	平 6.12.21	41.60 %	32.5 %	平 6～13	3,117,000 千円
城山大塘	"	"	2.7	2.10.12	31.70	18.0	平 2～5	305,000
田 迎 東	"	"	4.0	5. 4.12	32.0	19.50	平 5～8	483,000
大 石 崎	"	"	1.0	4.10.29	50.9	29.4	平 4～6	163,400
西部第一	市	3～3	38.2	4.12.16	25.9	21.6	平 4～12	6,840,000

完了地区名 [国府第一、水前寺(組合)、大江東部、花岡山、戦災復興、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ヶ丘、国府第三、津ノ浦、武蔵ヶ丘、鳥ヶ江、戸島南台、出水第二、出水第一、佐土原、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分字、南部第一、戸坂、八幡、御幸笹田、清水亀井]

### (2) 今後の施行予定地区

現在(平成7年5月末)、本市の市街化区域内に残存する農地は1,159.8haあり、この内土地区画整理事業による開発が適当な地区が22地区151.4haあるが、この農地が開発等により年間約80haがつぶされスプロール現象が進行している。

そこで、地元懇談会など開催し地権者の意向を十分把握し、それを組込んで計画的な宅地開発を適正に誘導し、促進するため市街化区域内未利用地地区整備計画を作成している。

また、土地区画整理を事業手法とした地区は6地区162.8haで計画されており、現在5地区74.8haで事業が実施され、他地区においても準備がすすめられている。

### (3) 市街地再開発

都市における合理的かつ健全な土地の高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とし、従前の低利用や非耐火及び機能の低下した建築物を除去し、土地の高度利用や街路・公園等の公共施設をはじめとする公的空間の整備を目指すため、共同化により再開発ビルを建設し、良好な市街地環境の整備を行う。

#### ア 中心市街地地区・市街地総合再生基本計画

中心市街地における通町筋、上通り、下通りを中心に約70haを対象地区として、土地の合理的かつ健全な高度利用、市街地環境の改善により都市機能の更新を図ることを目的として「市街地総合再生基本計画」を平成6年度、7年度で策定する。

この計画を基に、土地利用・交通計画をはじめ地区施設の設置、整備手法等を提案し、各種の再開発事業を計画的に実施することにより、魅力ある中心市街地として一体的かつ段階的な整備改善を進めていく。

#### イ 手取本町地区・推進計画

手取本町地区（手取本町7番1号外・地区面積約1ha）においては、平成3年より市街地再開発事業を目的として「手取本町街づくり協議会」が発足、協議会では各種の調査、調整が進められ市街地再開発事業への準備が進められている。

推進計画では、準備組合等が進める事業計画に対し市街地再開発組合の定款の検討、事業の計画内容及び権利調整の詳細の検討等を行い、円滑な事業化への促進を図っていく。

#### (4) 熊本駅周辺整備

「熊本市総合計画」では、将来の都市構造として一点集中型から多核的市街地構造へと転換することとし、熊本駅周辺地区を「副都心」として位置づけ、都心機能を補完する一大拠点づくりを進めている。

本市の都市化傾向は、全体として東部・北部地域へ偏った発展をしている。

特に西部地域は中心市街地から比較的近い距離にありながら、地形的要因などから都市化の進展が遅れている。

また、熊本駅周辺を中心に南北に伸びる鹿児島本線が市街地を東西に分断していることが、均衡ある都市の発展への阻害要因となっている。

そのため、本市では鹿児島本線の鉄道高架化を図り、高架化と一体となって熊本駅周辺の市街地整備を推進し、九州新幹線熊本駅整備との整合を図りながら県都熊本の玄関口に相応しい街づくりを目指す。

#### ア 熊本駅周辺地域整備

平成7年4月28日に九州新幹線熊本駅の工事実施計画が認可された。

これは駅周辺の都市計画との関連から整備の緊急性が高いということであり、西口駅前広場を含めた熊本駅西地区の都市基盤整備、東地区の市街地再開発事業等早期実現に取り組んでいかなければならない。

現在、平成4年に完成した再開発事業の都市型ホテルに続き、駅前広場の東側に位置する地区に、市街地再開発準備組合が発足し、地元権利者と共に事業化に向けて取り組んでいる。

#### イ 鹿児島本線連続立体交差事業

熊本駅周辺整備を推進する上で、東西市街地を分断している鹿児島本線の高架化は不可欠なものであり、また、鹿児島本線高架化実現には熊本駅周辺の市街地整備の熟度向上が必要であるように、これらは不可分な関係にある。

また、熊本駅周辺の新幹線は在来線と平行に高架で建設されるため、鹿児島本線の高架化はそれ以前か同時に実施することが必要となる。

連続立体交差事業の事業主体は熊本県であり、県・市連携をとりながら、事業の実現化を推進している。

## (5) 拠点整備

### ア 南熊本駅周辺地区整備事業

熊本市総合計画において南西部を背後にした主要拠点として位置づけられている南熊本駅周辺地区を交通結節機能の強化や商業・文化・行政などの機能集積により地域の拠点として整備を推進するため平成2年度より調査を進めている。

平成5年度～6年度で駅南北の国鉄清算事業団用地約1.6haを地区整備推進のための核施設建設の用地として先行的に取得しており、駅南北を含めた13haを整備地区として道路や公園等の都市基盤整備推進を図るために、現在区画整理の基本計画の策定を行っている。

また公共施設と建築物等の調和した美しい街並み形成や個性豊かなまちづくりを推進するために街並み・まちづくり総合支援事業導入を計画中であり地区の総合的な整備計画の策定を行っている。

### イ 新町地区都市活力再生拠点整備事業

地域の拠点となる中心市街地の商業地等において、民間活力を積極的に活用しつつ、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を計画的に行い、都市機能の更新及び商店街等の活性化を図り、都市活力の再生に寄与する事を目的として、平成5年度の「地区再生計画」（調査対象地区21.2ha）、平成6年度の「街区整備計画」（調査対象面積21.2ha）により街区の整備方針及び公共施設の整備計画等、地区再生のマスタープランを策定した。

今年度は引き続き、前年度抽出した街区において、共同建替のモデル作成並びにそのモデルに関する権利変換計画を策定する「事業化促進計画」（調査対象面積1.3ha）の作成を行う。

### ウ 水前寺地区都市活力再生拠点整備事業

本市拠点地区の一つであり、JR豊肥本線、市電及び主要幹線道路が交差する交通の要衝である水前寺地区においては平成2年度より各種調査を継続的に行ってきたが、平成7年度は、新町地区と同様に建設省都市局の補助事業である都市活力再生拠点整備事業の採択を受け、都市基盤の整備及び交通結節機能の強化を図り都市活力の再生を図るため、整備の基本方針、土地利用の方針及び公共施設の整備に関するマスタープランである「地区再生計画」（調査対象地区120.2ha）を作成し、さらに建築物及び建築敷地、公開空地、人工地盤、立体的遊歩道の施設、駐車場、住宅等並びに公共施設の整備計画について検討する。

### エ その他拠点地区等

健軍地区は平成2年度より、上熊本地区は平成3年度より、拠点性を高めるための調査・検討を行っている。平成6年度からは子飼地区においても「まちづくり検討会」等の意見を基にまちづくりの検討に入っている。

平成7年度も引き続き、良好な市街地形成を目指し、まちづくり活動を推進する。

## (6) 辛島公園地下駐車場

都心部においては、駐車需給バランスのくずれによる交通混雑並びに駐車場不足に伴う商業、業務の低下を招いている。そこで道路本来の機能回復と商業の活性化を図ることを目的に、都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

(概要)

所在地	辛島町1番地下1号
敷地面積	10,300㎡
延面積	22,775㎡

構造 鉄筋コンクリート造地下2階一部4層  
 工期 平成元年度(3月)～平成4年度(11月)  
 供用開始 平成5年2月1日  
 建設費 7,500,000千円  
 財源内訳 有料道路整備資金貸付金(建設省) 2,480,000千円  
 市債 4,095,000千円  
 一般財源 925,000千円

収容台数 自動車625台 二輪車400台 自転車500台

**駐車場公社**

名称 財団法人熊本市駐車場公社  
 設立年月日 平成5年1月18日  
 目的 熊本市における道路交通の円滑化を図り、もって市民の安全と福利の増進に寄与することを目的とする。  
 事業 熊本市から委託された路外駐車場の管理  
 路外駐車場の設置及び管理  
 熊本市の駐車場施策に協力する事業  
 その他公社の目的を達成するために必要な事業

役員 (平7.4.1現在) 理事 11名  
 理事長 市長  
 副理事長 助役  
 理事 民間、県・市関係者  
 監事 2名(収入役、市総務部長)  
 評議員 8名(県・市関係者)

事務所の所在地 辛島町1番地下1号  
 基本財産 50,000千円(市出捐金)  
 平成7年度事業 駐車場整備拡充のための啓発業務  
 駐車場施策に関する調査及び研究業務  
 辛島公園地下駐車場の管理運営業務

**駐車料金**

区分	駐車料金	
基本料金	1時間以内	300円
超過料金	1時間を超え30分までごとに	100円
夜間料金	午後11時から翌朝8時まで	1,000円
全日定期駐車料金	1月	25,000円
平日定期駐車料金	1月	13,000円
回数駐車券	100円券	1,000円
	プリペイド 11枚 3,300円券	3,000円
	〃 5,500円券	5,000円

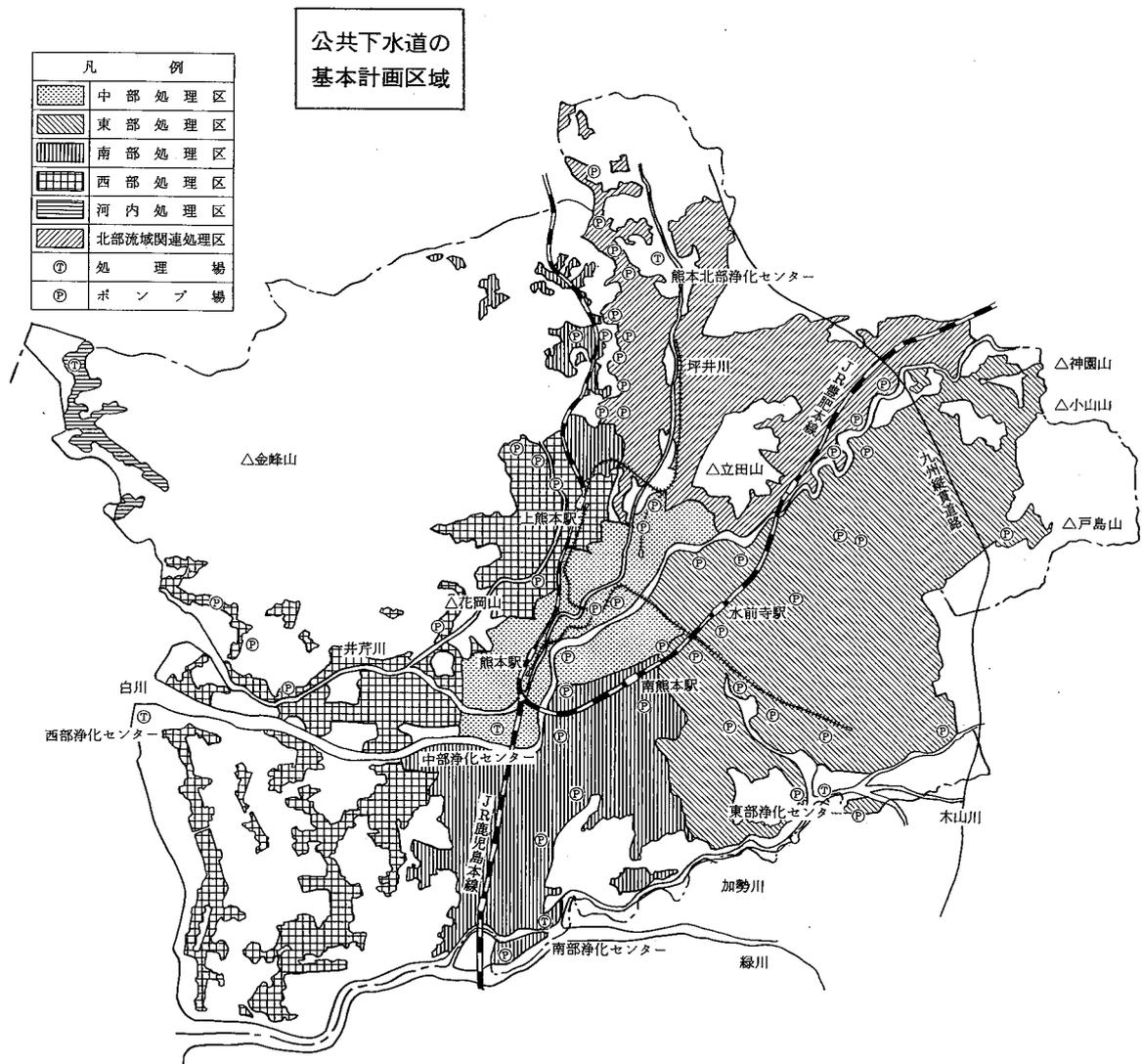
## 5 下 水 道

下水道は、健康で快適な生活を営むための必須の生活環境施設として位置づけられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止して、自然環境並びに水資源の保全を図るためのきわめて公共性の高い施設であり、本市においても事業の最重要施策のひとつとして整備促進に努力している。

本市における下水道事業は公共下水道と都市下水路であり、公共下水道については市域面積26,625haのうち市街化区域をベースとした12,750haに基本計画を策定し、計画区域を中部・東部・南部・西部・北部・河内の6処理区に分割し、当面の目標として11,141haに認可区域を策定し整備推進中である。

計画区域のうち中部・東部・南部・北部の処理区については、すでに処理開始しており、平成6年度末における下水道普及率は67.7%である。西部処理区については一部を、現在中部浄化センターで暫定処理しており、平成9年の供用開始を目指し、浄化センターの建設を進めているところである。また河内処理区についても、今後特定環境公共下水道への採択へ向けて準備中である。

都市下水路については、公共下水道が当面行われない区域の市街地内の雨水排除を目的として昭和33年の高橋都市下水路を始め、13カ所の整備が完了している。



建設

(1) 事業計画 事業認可年月日 昭和23年12月15日

着工年月日 昭和23年 4月 1日

完工年月日 平成13年 3月31日

排除方式 合流式、分流式

(平7.3.31 現在)

区	分	基本計画 (A)	実施済 (B)	進捗率B/A (%)
総事業	処理面積(ha)	12,750	6,691	52.5
	処理人口(人)	738,100	426,820	57.8
	汚水ポンプ場(カ所)	54	27	50.0
	雨水 " ( " )	5	5	100
	終末処理場	5	3	60.0
	事業費(千円)	466,787,960	227,154,660	48.7
	国庫補助( " )	159,561,000	74,288,629	46.6
	県費補助( " )	0	0	-
	市費その他( " )	32,939,960	21,753,011	66.0
市債( " )	274,287,000	131,113,020	47.8	
中部処理区	処理面積(ha)	1,657	1,350	81.5
	処理人口(人)	133,400	93,460	70.1
	汚水ポンプ場(カ所)	6	4	66.7
	雨水 " ( " )	4	4	100
東部処理区	処理面積(ha)	4,478	3,140	70.1
	処理人口(人)	273,100	224,560	82.2
	汚水ポンプ場(カ所)	15	14	93.3
	雨水 " ( " )	-	-	-
南部処理区	処理面積(ha)	1,873	983	52.5
	処理人口(人)	98,300	48,630	49.5
	汚水ポンプ場(カ所)	7	5	71.4
	雨水 " ( " )	1	1	100
西部処理区	処理面積(ha)	2,236	165	7.4
	処理人口(人)	94,100	6,120	6.5
	汚水ポンプ場(カ所)	11	1	9.1
	雨水 " ( " )	-	-	-
北部流域関連処理区	処理面積(ha)	2,407	1,053	43.7
	処理人口(人)	133,300	54,050	40.5
	汚水ポンプ場(カ所)	15	3	20.0
	雨水 " ( " )	-	-	-
河内処理区	処理面積(ha)	98	0	0
	処理人口(人)	5,900	0	0
	汚水ポンプ場(カ所)	2	0	0
	雨水 " ( " )	-	-	-

(注)西部処理区の処理については暫定的に中部浄化センターにおいて処理

行政区域人口に対する普及率 (平7.3.31 現在)

行政区域人口	処理人口	普及率
630,862人	426,820人	67.7%

(2) 下水道使用料 (平成5年3月26日改正)  
(平成5年6月1日から施行)

汚水の種類	使用料	
	基本料金	
一般家庭用及び営業用汚水(公衆浴場用及び水道水以外の水の使用による一般家庭用汚水を除く。)	10立方メートルまで	400円
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	50円
	20立方メートルを超え50立方メートルまで	65円
	50立方メートルを超え200立方メートルまで	85円
	200立方メートルを超え500立方メートルまで	100円
	500立方メートルを超え2,000立方メートルまで	120円
	2,000立方メートルを超える分	140円
公衆浴場用汚水	1立方メートルにつき	5円
水道水以外の水の使用による一般家庭用汚水	1世帯につき	500円

- (注) 1 料金は、1月につき汚水の種類及び量に応じ、上記料金表に定めるところにより算定した額に100分の103を乗じて得た額とする。この場合において1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。  
2 公衆浴場用汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう。

徴収方法 水道水……水道局へ徴収委託(6年度委託料268,307,561円)

井戸水……納付制・口座振替制

(3) 受益者負担金 (昭和50年12月19日条例公布)  
(昭和51年8月1日賦課開始)

$$\text{受益者の負担金額} = \frac{\text{末端管きょ事業費} \times \frac{1}{3.5}}{\text{負担区域総面積} \times 0.8} \times \text{賦課区域内の受益者の土地面積}$$

単位負担金額 1㎡当たり200円

徴収方法 原則として一括納付、ただし、受益者が分割納付を申し出た場合は、3年間の12回分割

(4) 水洗便所普及状況及び貸付金

種別 年度	処理可能人口	処理戸数 (世帯)	水洗便所設置 戸数	水洗便所人口	普及率(%)
2	321,100	104,686	99,090	298,301	91.3
3	358,500	115,531	107,453	332,689	
4	382,200	123,190	113,315	350,861	
5	411,560	132,451	121,032	375,323	
6	430,755	138,629	126,826	393,280	

貸付金額 くみ取り便所1カ所又は、浄化槽廃止1基  
につき317,000円以内

貸付期間 30カ月

返還方法 無利子、30カ月以内の月賦均等償還

- 貸付条件
- 市内居住者
  - 返済能力のあるもの
  - 市税を滞納していないもの
  - 保証人1人

貸付金(昭43.1貸付開始)

種別 年度	貸付箇所数	金額
42~2	38,113	4,100,231千円
3	1,960	300,600
4	2,911	520,587
5	2,490	496,998
6	2,928	566,979
計	48,402	5,985,395

## (5) 終末処理場

種別 処理場名	処理面積	処理人口	敷地面積	現有処理能力	処理方式
中部浄化センター	1,657.22 ha	133,400 人	98,850 m <sup>2</sup>	140,100 m <sup>3</sup> /日	標準活性汚泥法
東部浄化センター	4,478.00	273,100	207,980	138,900	〃
南部浄化センター	1,873.00	98,300	111,080	25,300	〃
西部浄化センター	2,236.78	94,100	120,660	—	〃
河内浄化センター	98.00	5,900	5,100	—	〃

(注)西部処理区の処理については暫定的に中部浄化センターにおいて処理

名 称	中部浄化センター	東部浄化センター
所在地	蓮台寺町920番地	秋津町秋田536番地
建設年月	昭和39.9～平成7.3 (昭和43.1.6運転開始)	昭和45.8～平成7.3 (昭和47.12.1運転開始)
建設費	総額 13,876,266千円	総額 23,927,454千円
名 称	南部浄化センター	西部浄化センター
所在地	元三町4丁目1番1号	沖新町字白川尻
建設年月	昭和56.4～平成7.3 (昭和62.4.1運転開始)	平成2.4～平成7.3 (未供用)
建設費	総額 20,355,701千円	総額 6,115,562千円

## (6) 都市下水路

水路名	延長	排水面積	備 考
高橋下水路	779 m	159 ha	昭和33～35年度 事業完了
旧井芹川	918	41	昭和35～37年度 〃
春日	1,317	63	昭和34～37年度 〃
帯山	1,474	76	昭和39～41年度 〃
出水	1,370	41	昭和42～46年度 〃
段山	467	38	昭和45～48年度 〃
新南部	668	43	昭和46～48年度 〃
山ノ下	1,058	57	昭和48～56年度 〃
湖東	983	77	昭和47～56年度 〃
秋津	3,868	313	昭和38～41年度 昭和50～56年度 〃
竜田	2,070	95	昭和55～平成5年度 〃
月出	2,000	81	昭和55～平成4年度 〃
上熊本	685	110	昭和57～平成元年度 〃

(7) 共同排水設備助成金

公共下水道処理区域内で管きょが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

ア 条件

- 設置場所が公共ますから15m以上離れていること
- 利用可能戸数が2戸以上あり、設置後全部が水洗化するもの
- 土地所有者が設置に同意していること
- 布設された管きょの維持管理は申請者の負担で行うこと

イ 助成状況（昭和47年度助成開始）

年度	種別	申請件数	助成金額
47～元		750 件	228,107,600 <sup>円</sup>
2		139	52,841,400
3		183	63,391,200
4		233	101,498,400
5		270	117,884,000
6		208	86,172,400

6 市営住宅

熊本市総合計画に基づく総合的な住宅行政を推進するためこれまでの市営住宅の直接供給だけによる住宅施策にとどまらず、多様化する市民の住宅ニーズに応じた住宅の供給、住環境整備を行っているところである。

市営住宅建設においては、建替を含めた年間500戸建設を目標に一般公営はもとより補完的施策として民間賃貸住宅を一括に借り上げて優良賃貸住宅として供給する借上住宅制度も実施しており、さらには高齢化社会に対応した住宅施策として、シルバーハウジングの供給等にも取り組んでいる。

(1) 住宅建設状況

ア 総括

(平7.4.1現在)

年度	種別	1 種	2 種	特定目的 (1種)	特定目的 (2種)	優良賃貸	合計
20～2		4,921 (3,451)	5,099 (3,695)		1,629 (1,497)		11,649 (8,643)
3		64 (64)	151 (151)		61 (61)		276 (276)
4		114 (114)	426 (426)		20 (20)		560 (560)
5		155 (155)	221 (221)		13 (13)	50 (50)	439 (439)
6		135 (135)	310 (310)	1 (1)	71 (71)	50 (50)	567 (567)
計		5,389 (3,919)	6,207 (4,803)	1 (1)	1,794 (1,662)	100 (100)	13,491 (10,485)

(注) ( ) の数字は管理戸数を示す

イ 第1種住宅

種別 年度	木 造		中層耐火		高層耐火		簡耐平家		簡耐二階		計		申込者	倍率 (平均)
	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理		
20~2	873	101	3,155	3,041			610	123	283 (4)	186 (4)	4,921 (4)	3,451 (4)	38,778	-
3			64	64							64	64	101	1.58
4			84	84	30	30					114	114	274	2.40
5			53	53	102	102					155	155	210	1.35
6			110	110	25	25					135	135	263	1.95
計	873	101	3,466	3,352	157	157	610	123	283 (4)	186 (4)	5,389 (4)	3,919 (4)	-	-

(注) ( )内は耐火二階の戸数

ウ 第2種住宅

種別 年度	木 造		中層耐火		高層耐火		簡耐平家		簡耐二階		計		申込者	倍率 (平均)
	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理		
20~2	1,262	409	2,807	2,807			720	293	310	186	5,099	3,695	25,411	-
3			151	151							151	151	230	1.52
4			288	288	138	138					426	426	651	1.53
5			156	156	65	65					221	221	451	2.04
6			261	261	49	49					310	310	903	2.91
計	1,262	409	3,663	3,663	252	252	720	293	310	186	6,207	4,803	-	-

エ 特定目的(第1種)

種別 年度	木 造	中層耐火	高層耐火	簡耐平家	簡耐二階	計
6				1		1

オ 特定目的(第2種)

種別 年度	木 造	中層耐火	高層耐火	簡耐平家	簡耐二階	計
20~2	48	1,355		48	46 (22)	1,497 (22)
3		61				61
4		18	2			20
5			13			13
6		64	7			71
計	48	1,498	22	48	46 (22)	1,662 (22)

(注) 改良住宅を含む  
( )内は耐火二階の戸数

カ 優良賃貸

種別 年度	木 造	中層耐火	高層耐火	準耐平家	準耐二階	耐火二階	計
5	50						50
6		18			20	12	50

(注) 借入住宅制度は平成5年度より開始

(2) 団地別管理戸数

(平7.4.1現在)

ア 第1・第2種住宅

団地名	所在地	建設年度	第1種						小計	第2種						小計	総計	家賃	
			木造	中層	高層	簡耐平	簡耐二	耐火二		木造	中層	高層	簡耐平	簡耐二	耐火二			1種	2種
東本町	東本町8	49~52		108					108		20					20	128	16,500~19,000	17,700
菅原	菅原町2・8	32~35		90					90							90	24,000~32,000		
本荘	本荘5丁目15	36~37		48					48							48	8,800~8,900		
団子原	島崎5丁目25	53~54		12					12	54					54	66	27,500	19,400~20,000	
荒尾	島崎7丁目8・12~14	33	9			16			25	20					20	45	5,400~5,600	3,400	
石神	島崎3丁目21	29					16		16							16	7,100		
宮内	段山本町3	30								1					1			3,300	
峠	花園6丁目8・16~34	28~33	19			12	10		41	110					110	151	5,300~6,300	3,200~3,400	
中尾	花園6丁目20・21	41~42										20			20	20		5,100~5,600	
池田上ノ原	池田2丁目25・51~54	29								35					35	35		3,200	
上岩迫	池田2丁目55~57	31	14						14	15			16		31	45	5,400	3,000~3,400	
山の下	池田2丁目33~38	32~33								28			57		85	85		3,000~3,600	
井嶋の下	池田2丁目26~31	36	11						11				32		32	43	6,100	3,800	
黒髪	黒髪4丁目5・6・14	28								36					36	36		3,200	
平田	城山半田町17	41~42										54			54	54		4,600~5,300	
八幡	八幡9丁目6	51		54					54	76					76	130	23,500	16,700~18,700	
笛田	御幸笛田町1789	53~54								60					60	60		19,400~20,000	
高橋	高橋町262~269	29~36								6					6	6		3,300	
帯山	帯山1丁目37	59								56					56	56		27,800	
拝聖鹿	清水万石1丁目1	29	15						15	47					47	62	5,300	3,200	
亀井	清水亀井町33~38	35	15			20			35	12					12	47	5,700	3,600	
高平	高平2丁目8	38~41		96			78		174						174	174	7,200~8,200		
新地	清水町大字新地1917・1953	47~4		198	102				300		446	65			511	811	40,000~46,000	9,500~35,000	
北上	上南部町1279	39~42				18			18	16			26		42	60	6,600	4,300~4,700	
託麻	西原2丁目7・3丁目2	42~4		167					167		250				250	417	9,500~46,000	27,000~35,500	
弓削	龍田町弓削591~593	28								5					5	5		3,200	
堂の前	龍田町上立田912	36								56					56	56		4,200	
桶	桶1丁目~5丁目	43~47		572		29	78		679		306		65	186	557	1,236	8,500~11,300	6,400~9,200	
東町	東町2丁目2	48		150					150	60					60	210	12,000	9,500	
武蔵ヶ丘	武蔵ヶ丘3丁目17	48・49		80					80						80	80	14,500~15,500		
野越	南高江町2233	49・51		280					280	158					158	438	19,100~23,500	14,600~17,700	
長嶺	長嶺町2178	50~51		150					150	120					120	270	20,500	14,600~15,500	
琴平	琴平本町4	53		30					30	55					55	85	27,800	20,900	
長嶺西	長嶺町2331	53		60					60						60	60	27,500		
横林	高江町1250-30	54								55					55	55		21,000	
栗ノ内	高江町1339	54		130					130	40					40	170	28,000	21,000	
大森	清水町大字大森261	55		60					60	90					90	150	30,000	22,000	
野田	野田3丁目11	55		60					60	79					79	139	30,000	22,000	
田迎	田迎町大字出仲間733	55								78					78	78		22,000	
尾ノ上	尾ノ上1丁目29-19	56		55					55	55					55	110	32,000	24,000	
小島	小島下町531	56		20					20	40					40	60	32,000	24,000	
上ノ窪	武蔵ヶ丘7丁目2・5	56		25					25	69					69	94	32,000	24,000	
上ノ郷	上ノ郷町471	57		56					56	20					20	76	32,000	24,000	
新南部	新南部2丁目1	57		15					15	17					17	32	32,000	24,000	
戸島	戸島町3173-3178	57		45					45	90					90	135	34,000	26,000	
城南	南高江町2737	57		15					15	24					24	39	34,000	26,000	
大江	大江4丁目15-37	58		20					20							20	37,000		
東尾ノ上	尾ノ上2丁目24	58		34				4	38							38	37,000		
下南部	下南部2丁目5	58~59		105					105	165					165	270	33,400~33,700	25,000	
東町桜	東町4丁目9	59~60		100					100	90					90	190	39,000~39,400	29,500~30,000	
佐土原	榎町1	59		20					20	17					17	37	39,000	29,000	
日吉	南高江町983	59		50					50	40					40	90	39,000	29,000	
薄	薄町510	60~61		50					50	56					56	106	36,800~37,300	28,000~28,500	
月出	月出6丁目4	60~61		80					80	105					105	185	39,400	30,000	
桜北	東町4丁目4-1	61		50					50							50	40,000		
灰塚	尾ノ上3丁目13・14	61		45					45	20					20	65	35,000	26,900	
池上	池上町524	61~62		30					30	126					126	156	40,000	30,000	
桶第二	桶7丁目1	62~63		40					40	110					110	150	40,000	30,000	
秋津	秋津町秋田3298-2	62~63		60					60	224					224	284	40,000	30,000	
上代	城山上代町821	63		30					30	104					104	134	40,000	30,000	
琴平第二	琴平2丁目3	63		24					24	40					40	64	42,000	31,000	
井芹	花園2丁目14・5丁目1・10	63		20					20	84					84	104	42,000	31,000	
奥古閑	奥古閑町4345	38								12					12	12		4,000	
銭塘	銭塘町957-1	38	8						8							8	6,000		
温泉	河内町船津3190	30	10						10	10					10	20	3,200	2,200	
四方寄	四方寄町1056-1	44~46				28						23			23	51	8,000~9,000	7,000~8,000	
上高橋	上高橋町121-1	元・4			37				37		187				187	224	44,000~45,000	32,000~33,000	
渡鹿	渡鹿4丁目17・7丁目3	3		12					12	52					52	64	44,000~47,000	27,000~32,000	
大塘	城山大塘町138-1	4								55					55	55		33,000	
土河原	土河原町172-1	4		6					6	30					30	36	45,000	33,000	
吉川町 ディハウス	吉川町25-1	4			18				18							18	50,000~57,000		
橋出	本荘町769-1	5								27					27	27		33,000	
計			101	3,352	157	123	182	4	3,919	409	3,663	252	293	186	4,803	8,722			

建設

イ 特定目的住宅（第1種住宅）

団地名	所在地	建設年度	構造別						特定目的内訳							家賃		
			木造	中層	高層	簡耐平	簡耐二	耐火二	計	引揚者	低家賃	母子	改良	身障	老人		地域改善向	
上高橋	上高橋町121-1	4			1				1					1			45,000	円

ウ 特定目的住宅（第2種住宅）

団地名	所在地	建設年度	構造別						特定目的内訳							家賃		
			木造	中層	高層	簡耐平	簡耐二	耐火二	計	引揚者	低家賃	母子	改良	身障	老人		地域改善向	
峠	花園6丁目8・16~34	28	18						18	18							460	円
井場の下	池田2丁目26~31	38	15						15		10	5					1,165・2,330	
新町	新町4丁目9-2	42		24					24		24						1,200	
半田	城山半田町17	41~42				32			32		28	4					1,100~2,600	
高橋	高橋町220	25~30	10						10	6	4						400~1,000	
新地	清水町大字新地1917・1953	47~4		122	13				135		24	4		37	70		3,000~32,000	
若葉	若葉2丁目11	37~40		159					159				159				8,000~13,200	
栄	栄町2-1 若葉3丁目5-20	38~42		162					162				162				8,000~13,200	
宇留毛	黒髪6丁目17	44~45		80					80			80					2,200	
楠	楠1丁目~5丁目	43~46		40	16	24			80		45	15		10	10		1,900~5,100	
川鶴	大江1丁目35	46		80					80				80				4,000	
尾ノ上	尾ノ上1丁目22・34	43~48		80					80		20		60				1,200~4,200	
野越	南高江町2233	49~52		82					82		38	9		18	17		6,500~16,000	
本山	本山1丁目1-1	50		30					30				30				5,000~8,000	
長嶺	長嶺町2178	50		30					30		14	5		6	5		7,000~13,800	
南熊本	南熊本1丁目9	52		21					21						21		8,000	
本荘東	本荘2丁目6	52		61					61						61		8,000	
琴平	琴平本町4	53		36					36		20	5		6	5		10,000~20,000	
二本木	二本木4丁目1・2	53		42					42				42				14,000	
九品寺第1	九品寺5丁目10	54		50					50						50		8,000	
九品寺第2	九品寺5丁目14	54~59		90					90						90		8,000	
栗ノ内	高江町1339	54		30					30		9	9		6	6		10,500~21,000	
野田	野田3丁目11	55		11					11			2		7	2		22,000	
萩原	萩原町9	55~56		50					50						50		8,000	
上ノ窪	武蔵ヶ丘7丁目2・5	56		25					25			9		10	6		24,000	
新南部	新南部2丁目1	57		18					18			6		6	6		24,000	
下南部	下南部2丁目5	58		18					18			5		7	6		25,000	
佐土原	覆町1	59		18					18			6		6	6		29,000	
東町桜	東町4丁目9	60		10					10			2		3	5		29,500	
月出	月出6丁目4	60		10					10			2		3	5		30,000	
薄場	薄場町510	61		2					8	10				4	6		24,500~28,500	
池上	池上町524	61							14	14		4		3	7		26,500	
秋津	秋津町秋田3298-2	62		18					18			6		6	6		26,500	
上代	城山上代町821	63		16					16			6		5	5		30,000	
井芹	花園2丁目14・5丁目1・10	63		16					16			6		5	5		31,000	
温泉	河内町船津3190	30	5						5	5							2,200	
託麻	西原3丁目2番	2・4		26					26					5	21		25,000~31,500	
上高橋	上高橋町121-1	元・4		9					9					3	6		32,000~33,000	
大塘	城山大塘町138-1	4		5					5						5		33,000	
江原	春竹町春竹506	5		31					31						31		10,000	
橋出	本荘町769-1	5		5					5						5		33,000	
計			48	1,498	22	48	24	22	1,662	29	236	110	613	156	215	303		

エ 優良賃貸住宅

団地名	所在地	木造	中層	高層	簡耐平	簡耐二	耐火二	計	家賃
平成ウッドヴィラ	平成1丁目1・2・17	50						50	76,000
サンビレッジ平成	平成2丁目16・18・19		18			20	12	50	75,000~81,000
計		50	18			20	12	100	

(3) 住宅使用料

ア 種別最高最低一覧

(単位 円)

種別	木造		中層耐火		高層耐火		簡耐平家		簡耐二階		耐火二階	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
第1種	6,100	3,200	47,000	7,600	57,000	43,000	9,000	5,600	9,800	6,300	37,000	37,000
第2種	4,300	2,200	35,500	7,900	33,000	29,000	8,000	3,000	7,400	7,400		
特定目的(第1種)					45,000	45,000						
特定目的(第2種)	2,330	400	33,000	1,200	33,000	29,000	3,700	1,100	4,600	2,300	28,500	24,500
優良賃貸	76,000	76,000	80,000	80,000					75,000	75,000	81,000	80,000

イ 入居者の基準収入及び割増賃料

(単位 円)

種別	区分	基準収入	収入超過基準額	割増賃料の率
第1種		115,000 を超え198,000 以下	198,000 を超え245,000 以下 245,000 を超える場合	0.2倍 0.4
第2種		115,000 以下	115,000 を超え198,000 以下 198,000 を超え245,000 以下 245,000 を超える場合	0.3 0.5 0.8

ウ 収納状況

(平成6年度)

種別	区分	調定額	収入済額	未収額	収納率
第1種		1,088,654,020円	1,047,673,630円	40,980,390円	96.24 %
第2種		1,205,298,310	1,133,275,820	72,022,490	94.02
特定目的(第1種・第2種)		213,984,630	199,221,120	14,763,510	93.10
優良賃貸		36,983,000	36,487,000	496,000	98.66
計		2,544,919,960	2,416,657,570	128,262,390	94.96
過年度		256,725,950	115,438,590	141,287,360	44.97
合計		2,801,645,910	2,532,096,160	269,549,750	90.38

家賃の収納率向上のため61年度より徴収員を雇い収納率アップにつとめている。(6名) また悪質な滞納者に対しては法的措置(支払命令・明渡訴訟)をとっている。

建設

(4) 住宅かさ上げ資金貸付制度 (昭 52.4.22施行)

目 的

水害のおそれがある住宅に居住する者に対し、その住宅のかさ上げに必要な資金を貸付け、居住の安全を図る。

貸付金及び利率

貸付金は150万円を限度とし、年利3%で償還期限は10年以内とする。

貸 付 状 況

年 度 \ 区 分	貸 付 件 数	貸 付 金 額
2	6 件	7,200 千円
3	4	4,800
4	6	8,600
5	1	1,500
6	5	7,200

(5) 住 宅 協 会

名 称 財団法人熊本市住宅協会

設立年月日 昭和31年7月5日

目 的 住宅協会は、市内の住宅困窮者に対して必要な住宅を建設供給し、住宅不足の緩和に努め、市民生活の向上発展に貢献することを目的とする

事 業 住宅及び附属厚生施設の建設並びに賃貸、分譲住宅等の建設に必要な土地の取得、造成、分譲  
市営住宅の管理に関する事務の受託  
その他必要と認められる事業

役 員 理事長 市長

(平7.6.1現在)

副理事長 助 役、建設局長

常務理事 住宅部長

理 事 市議会議員 5名

都市局長、総務部長、土木部長、計画部長、開発部長、下水道部長

監 事 収入役、総務局長

基 本 金 1,000千円 (市出資金)

事業実施状況 賃貸住宅の管理 (管理戸数192戸)、市営住宅の管理受託業務

## 7 道 路

### (1) 市域内道路

(平7.4.1現在)

種 別	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率	
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
国 道	m	m <sup>2</sup>	m	m <sup>2</sup>	m	m <sup>2</sup>	%	%
	298,830	2,762,810	0	0	298,830	2,762,810	100	100
国の管理	269,887	2,523,600	0	0	269,887	2,523,600	100	100
県の管理	28,943	239,210	0	0	28,943	239,210	100	100
県 道	231,126	1,643,797	536	—	231,662	—	99.8	—
主要地方道	68,220	624,764	0	0	68,220	624,764	100	—
一般県道	162,906	1,019,033	536	—	163,442	—	99.6	—
市 道	2,011,737	8,110,221	314,116	522,755	2,325,853	8,632,976	86.49	93.94
道 路	1,998,992	8,044,084	313,924	522,244	2,312,916	8,566,328	86.42	93.90
橋 梁	12,745	66,137	192	511	12,937	66,648	98.52	99.23

(注) 6年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積  
 県道については平6.4.1現在の数値

### (2) 市 道

#### ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の中心として要衝的位置にあり、市域内の道路は、国道3号線を縦軸に、57号線を横軸として387号線、445号線、501号線並びに県道33路線が主要幹線道路として放射線状に走っている。

これらを補完して路線数8,853本、実延長2,325,853mの市道が市内を網羅している。

市道の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ100%舗装されている。また、市道についても延長率で86.49%、面積率で93.94%と舗装も進んできている。

なお、道路幅員4m以上の舗装については、ほぼ100%完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む4m未満の道路についても積極的に整備を図っていく所存である。

また、私道等についても、昭和52年度から私道等整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。

#### イ 推 移

種別 年度	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率		側溝延長
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	累 計
2	m	m <sup>2</sup>	m	m <sup>2</sup>	m	m <sup>2</sup>	%	%	m
	1,870,347	7,430,213	348,163	582,294	2,218,510	8,022,507	84.31	92.62	1,589,489
3	1,910,943	7,578,127	342,897	588,656	2,253,840	8,166,783	84.79	92.79	1,608,475
4	1,977,454	7,958,056	329,197	539,269	2,306,651	8,497,325	85.73	93.65	1,940,954
5	1,944,780	8,023,147	325,350	539,592	2,320,130	8,562,739	85.98	93.70	1,966,813
6	2,011,737	8,110,221	314,116	522,755	2,325,853	8,632,976	86.49	93.94	1,992,270

(注) 面積は車道面積  
 3年度の側溝延長は旧飽託4町分を除く延長

## ウ 幅員別

(平7.4.1現在)

種別	幅員						計
	8.5m以上	8.5～6.5	6.5～4.5	4.5～2.5	2.5～1.5	1.5未満	
延長(m)	164,945	189,045	756,827	911,102	217,036	73,961	2,312,916
面積(m <sup>2</sup> )	2,198,582	1,387,831	4,091,620	3,329,640	433,639	74,065	11,515,377

(注) 面積は道路部面積、橋梁は除く

## エ 市道の認定と廃止

区分	年度	4			5			6		
		本数	延長	面積	本数	延長	面積	本数	延長	面積
認定		168	42,844 <sup>m</sup>	356,518 <sup>m<sup>2</sup></sup>	84	13,192 <sup>m</sup>	72,354 <sup>m<sup>2</sup></sup>	63	15,708.7 <sup>m</sup>	65,080.5 <sup>m<sup>2</sup></sup>
廃止		11	1,413.9	7,490.9	5	453	2,198	10	2,631.6	7,404.6
路線の 変更	変更前	4	635.8	3,559.3	2	634	1,394	13	9,408.4	46,628.2
	変更後		497.2	3,050.6		499	1,941		5,375.1	25,672.3

## オ 道路認定基準

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路(以下「認定対象道路」という)は、道路構造令(昭和45年政令第320号)に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

- ① 認定対象道路は、第5号に該当する場合を除き、その一端は常に法第3条に定める道路に接し、他の一端は同法同条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一端の道路は、2.7m以上の幅員を有すること
- ② 認定対象道路の幅員は、4m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、3.6m以上であれば足りるものとする
- ③ 認定対象道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12%以下とすることができる
- ④ 認定対象道路が階段道路である場合においては、その形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として、通行上の安全に支障がないと認められるものであること
- ⑤ 認定対象道路が袋路道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること
  - ア 公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの
  - イ 道路の延長が、35m以上あるもので、自動車の回転広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用するおおむね5戸以上の集落が存在すること

## カ 私道等の整備補助(昭52.4.10 施行、平2.4.1 改正)

一般交通の用に供している私道等の整備及び補修(舗装・側溝等排水施設・防護柵工事)工事を行う者に対して補助金を交付し、もって市民の生活環境の改善を図る。

- ① 交付対象
  - ア 整備工事
    - 現に一般交通の用に供していること

- 幅員が2 m以上あること。ただし市長が特に認めたものについてはこの限りでない
- 私道等に接する家屋の戸数が概ね3戸以上あり、かつ土地が複数の者により所有されていること。ただし、両端が公道に接続した地域内のもので、当該地域団体の費用によって整備されるもののうち、市長が特に認めるものについてはこの限りでない
- 敷地のすべての地権者の文書による承諾を得ていること
- 家屋が連たんしており、かつ、連たん後3年以上経過していること
- 経端に公共施設がある私道等については市長が特に必要と認めるもの

イ 補修工事

- 整備及び補修工事施行後10年を経過していること
- 補修工事に係る部分が各条件に該当すること
- 経端に公共施設がある私道等については市長が特に必要と認めるもの

② 補助金の額

ア 市長が定める補助基準により算出した工事費に75%（里道等その敷地が公有地であるものについては90%）を乗じて得た額

ただし、その額が250万円を超えるときは250万円とし、10万円未満のときは補助金は交付しない

イ 市長は整備及び補修工事を行う者のうち、地元労力によるコンクリート舗装工事を行う者には、補助金に代えて当該補助金の限度内において生コンクリートを支給できる

整備補助状況

年度	件数	側溝延長	舗装面積	防護柵	補助額
2	73	2,729.5 m	17,211 m <sup>2</sup>	20.0 m	79,258 千円
3	85	3,456.0	17,430	25.0	94,181
4	86	3,264.0	16,676	12.0	104,444
5	86	3,158.5	18,588	0.0	109,502
6	84	2,995.0	17,475.3	0.0	109,895

キ 道路管理状況

業務の内容		年度				
		2	3	4	5	6
一般管理	道路境界立会	1,688 件	1,319 件	1,256 件	1,156 件	1,483 件
	道路境界承認	362	209	154	169	158
	市道の証明	84	102	63	92	98
	道路工事承認(24条)	244	201	302	362	172
	公有土地許可申請	135	93	46	95	301
	開発行為の同意	174	178	148	149	135
	道路の認定廃止	79	50	179	97	73
	計	2,766	2,152	2,148	2,120	2,420
占用関係	占用許可申請	889	1,053	1,039	1,033	1,037
	占用料金の徴収	887 (199,825,349円)	1,157 (213,504,243円)	1,072 (213,715,413円)	1,089 (219,554,185円)	1,140 (221,349,763円)
	道路掘削許可	3,381	2,652	2,820	2,885	2,994
	道路交通制限	3,210	2,933	3,041	2,964	3,081
	計	8,367	7,795	7,972	7,971	8,252

建設

## 8 治 水

熊本市の水害は、白川、加勢川、坪井川等の氾濫に代表され、特に、昭和28年の大水害を契機に、主要河川の本格的な改修事業が着手された。その後、昭和55年の洪水により、白川や坪井川は、「激甚災害対策特別緊急事業」として採択され、その改修が更に促進されつつある。

本市においても昭和47年より健軍川、藻器堀川、万石川、兎谷川、麴川等、被災頻度の高い流域をもつ河川を「都市小河川整備事業」として国の採択をうけ、天明新川、谷尾崎川も準用河川として鋭意、河川改修をすすめている。

排水路の整備については、特に浸水頻度の多い地区を選定し、「特別排水路事業」として重点的にその解消を図っている。

市街地の周辺部は、都市化が急速に進展し住宅地や商業地が拡大しつつあり、田畑や山林等の自然の保水、遊水機能が減少し、また、溜池等の貯水機能が失われつつあり、その結果、いわゆる「都市型水害」が局部的に発生している。

このため本市の治水行政は、河道改修を基本とし、更に、治水環境の保全に努めながら総合的治水対策を進めている。

### (1) 市域の主要河川現況

(平7.3.31現在)

河川名	級別及び水系名	流域面積(km <sup>2</sup> )	河川区間延長(km)	改修計画延長(km)	計画高水流量(m <sup>3</sup> /s)	改修着手年	摘 要
白川	1級・白川	480	63.2	17.3	3,000 (2,000)	昭31	改修計画延長は直轄事業分 ( )内は暫定改修計画値
緑川	1級・緑川	1,100	71.3	30.0	4,200	昭37	改修計画延長は直轄事業分
加勢川	"	(緑川に含む)	20.9	13.1	1,100 (700)	昭37	" ( )内は暫定改修計画値
天明新川	"	28.3	11.6	11.4	120	昭54	準用河川改修事業
"	準用・緑川		2.5	2.5	56	平元	
内田川	1級・緑川	5.6	4.2	1.5	50	昭50	
健軍川	"	14.6	7.0	6.8	190	昭47	都市小河川整備事業
藻器堀川	"	2.8	3.8	3.8	55	昭63	"
保田窪放水路	"	5.3	4.3	4.3	95	昭47	
矢形川	"	37.9	13.7	2.6	110	昭48	
秋津川	"	32.2	6.2	4.7	160	昭44	
坪井川	2級・坪井川	141.7	22.6	19.2	560	昭33	治水緑地 34ha 多目的遊水池 8ha
井芹川	"	57.1	14.5	7.3	360	昭39	
万石川	"	1.9	1.3	0.7	75	昭48	都市小河川整備事業
兎谷川	"	1.7	0.8	0.8	35		
麴川	"	3.1	1.7	1.7	59	昭51	"
堀川	"	42.7	18.8	4.2	120	昭53	調整池 5.1ha
谷尾崎川	準用・坪井川	2.3	1.3	1.0	40	昭53	準用河川改修事業
唐人川	2級・唐人川	25.8	2.6	1.0	210	昭41	
千間江湖川	" 千間江湖川	1.5	5.0	1.2	15	昭40	
除川	"・除川	5.9	3.0	1.8	40	昭42	

※ その他の1・2級及び、準用、普通、砂防指定区間など河川

水系名	河川名				
	1級河川	2級河川	準用河川	普通河川	砂防指定区域河川
緑川	無田川、木部川 木山川、鶯川 高良川			平野川	
坪井川		西谷川、西浦川 立福寺川	前川	泥川 小山田川 成道寺川	松尾川、荒谷川、梶尾川、北原川 大鳥居川、井上川、小糸山川 谷川、南迫川、豆尾川、今熊川 五丁川、三の岳川、平川、東平川 西鶴川、丸山谷川、貉谷川
単独河川		河内川			岩戸川、へり山川、須原川 東須原川、中須原川 境川、小責川、近津川

(2) 特別排水路

市民から都市排水について問題提起が多いことから、昭和51年度に行った市域（市街化区域）の現況調査資料をもとに、都市小河川（1、2級河川）、準用河川、都市下水路および農業用排水路以外の排水施設として、「特別排水路整備事業」を推進している。

(3) 内水（浸水）対策事業

洪水時の河川水位の上昇によって堤内地の雨水の自然排水が出来ない状態となり、排水路等の流末より雨水が溢れだし家屋等の被害が発生しているため、この解消を図るため排水機場施設等の設置を行っている。

(4) 雨水流出抑制対策

浸水の原因は、河川、用排水路等が未整備な段階で市域の開発が急速に行われたため、保水、遊水機能が減少し、これが起因となって流出量が増大、水路が氾濫することによるものである。

このため、市域における宅地開発時の排水施設の整備及び雨水処理対策として、調整池、透水性舗装、浸透樹等の設置を指導している。

